



遺産の評価を下げる対策

④

相続税は節税の余地がかなりある。だが、亡くなる前に対策が必要なものが多い。確認してみよう。

配偶者の税額減税 (相続税の申告期限)

- 相続人の中に配偶者がいる場合、配偶者控除を受けられる。
- 遺産のうち、以下のいずれか多い金額まで相続税はかからない。
 - ① 法定相続分
 - ② 1億6千万円
- しかし、次にこの配偶者が亡くなる2次相続まで考える必要がある。
- この税額軽減を受けるには、相続税の申告期限までに、遺産分割が行われている必要がある。
- 相続で親族がもめていては、この特典は使えない。
- 遺産未分割の場合は、各相続人が法定相続分に従い財産を取得したものととして、相続税を計算の上納税する。
- ただし、申告期限から3年以内に分割が確定すれば、更正の請求を行うことができる。

